

第3回直方市子ども・子育て会議議事録

日 時：平成26年8月4日18時～

場 所：直方市役所5階503・504会議室

出席者：船越会長、伊藤委員、宇野委員、豊福委員、濱田委員、原田委員
委員、三根委員、吉岡委員

市役所：川原教育部長、貝嶋課長、熊井係長、清水主任

18:00より 教育・保育施設部会

○こども育成課長

第3回の教育・保育施設部会ということで、1日も夜遅くまで論議していただきまして、今日はその中でこうあるべきじゃないかのご意見いただいたものを修正しておるつもりでございます。一つ一つ確認をしていながら、また、条例案ということで宜しく願いしたいと思います。

部会が終わりまして、休憩をはさみ7時から引き続き子ども・子育て会議と進めてまいります。

では、会長宜しく願い致します。

○船越会長

宜しく願い致します。

前回、長時間に及んで意見交換をした上で事務局のほうで修正等をかけてくださっているようなので、一つ一つ確認をしていきたいと思います。

一本目は、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例案です。

検討結果という1枚ものの紙と条例案が用意されていますので、こちらの説明を宜しく願いします。

○家庭支援係長

それでは、直方市特定教育保育施設・特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例案の検討結果と条例案を見ながら確認していきたいと思います。

まず、8月1日議題に上がりましたが、まず利用申込のところの「それを拒む前に正当な理由」という部分について、その正当な理由とはどのようなものか、というところから議論が発展していったところがございます。

正当な理由というものにつきましては、定員に空きがないもしくは、定員以上の申し込みがあつて選考を行わなくてはならない、そうした場合が考えられます。

もう一つが、特別な支援が必要な子どものその子どもの状況、施設側の受け入れ態勢、設備とか能力との関係、保育料の滞納これにプラスして保護者との色々なトラブルがある場合、この場合については正当な理由にあたる、ということで入所申し込みを拒むことができるとなっております。

ただこの中で、皆さまから今後特別な支援を要する子どもが増えていく中で、また保育料を払えないという家庭の子ども、その他保護者に色んな問題のある子どもが施設を利用出来なくなっていくのではないかと、また、施設のほうにつきましても少なからず競争というものが始まる中で、この子がいたら入所したら困るというような差別的な入所選考がどうしてもせざるをえない状況に施設のほうとしても追い込まれるのではないかと、こういうことについて、しっかり制度として対応していくようにしなければいけない、となりました。その中でまず、定員に空きがないもしくは、選考をおこなわなくてはいけないという場合について、基準を条例、規則で定めていくということになりました。

二番目、発達障がいを含めて、障がい者等への対応が非常に重要であるにもかかわらず、補助金制度が手薄な為、保育士の加配できない等、非常に困っているということでした。

これに関しては、今後事業計画を定めていく中で、障がい者政策の担当部署の参加のもと、子育て会議で事業計画策定において制度化を進めていくということでもとまっております。三番目、保育料の滞納等について、今後、個人契約ということで先々保育料をためると園もお断りさせていただくという状況も増えてくるだろうということでした。

まず、保育料については今年度 3 月議会で条例を制定しなくてはなりません。また、保育料の減免について、直方市は近隣自治体に比べて低い状況であり、低所得者に対する減免措置に重点をおいて条例を検討していく必要があると考えております。

これも子育て会議のほうで検討していくこととなりますので宜しくお願いいたします。

もう一つ実費徴収の件について、議論になりました。これは船越会長から再度メールで「このことについて条例に記載できないか」というご意見がございました。

実費徴収、日用品とか文具等、今まではないのですが、園の行事に参加できない、そういう子どもが出てくることは非常に良くないと、低所得者になると思われませんが、そのような状況にある家庭の子の実費を補助するというのを盛り込んでどうか、ということでご意見をいただきました。このことは、子ども・子育て支援法第 59 条第 3 項にそれが可能と記載してございます。

第 3 項というのが、その 13 事業中の実費徴収にかかる補足給付をおこなう事業に該当するということでした。

よってこの部分の事業を今後作成する子ども・子育て事業計画の中で、事業の実施を検討していくことで、確保できるのではないかと考えております。

これは国、県からの補助も入ると思われますので、是非事業計画の中に盛り込んでいきたいと思っております。この分の条例化については、条例案の第 24 条の第 2 項に赤字で書かせてもらっております。努力義務にはなるのですが、こういう形で規定してはどうかということで今回出題させてもらっています。この文書につきましては、子ども・子育て支援法第 59 条第 3 項の部分をはほぼ転記していますが、特定教育保育等にかかる行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの、の全部またはその一部の助成をおこなうものとする、ということです。

一つ目の条例の検討結果については以上です。

○船越会長

今の説明を受けて何か確認やご質問がありましたら宜しくお願い致します。

前回の意見交換で質問等を受けて非常にきちんと調べて下さって、補足や修正をしていただきありがたいと思います。

一つ確認しておきたいのは、新制度はあくまで個人契約であるため、だから制度として解決していく必要があるとか、個人契約という言葉が今日の検討結果に書かれているが、保育所に関しては児童福祉法の第24条1項に、市町村の保育実施責任ということがもりこまれていますので、あくまで保育所に関しては市町村に実施責任があるということ、これは確認をしていく必要があるかと思います。個人契約ということをおまわり前面に出すと、あくまで自己責任といった誤解をうんでしまうので。

○委員

結局今回の障がい児保育について、国の出したものは現状維持になっている。後は、地域給付の中でどれだけ市町村がするか、ということ。これが今までと変わらないようなかたちで落とし込んでいます。今の説明で、その部分は市町村としてどのような形にするのか、確かに大事なことだと思っております。

○船越会長

今日の検討結果の要点の中には入っていませんが、前回少しだけ話した第13条の4項に関して。子ども・子育て支援法第59条3項により、今後地域子育て支援13事業の中の実費徴収にかかる補足給付におこなう事業に該当するので、国からの補助を申請しながら計画の中に盛り込んでおくといったことを書いていただいたのですが、3項に関して、「当該特定教育保育の質の向上をはかる上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育保育に要する費用として見込まれる額と特定教育保育費用を基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。」というこの分ですが、質の向上ということは、非常に曖昧抽象的な表現で、何をもちて質の向上に該当するのかということが非常に曖昧で、良心的な園でしたらきちんとした徴収に結びつけるのでしようが、何から何まで質の向上といったことに結びつけられると歯止めが効かなくなるような気が致します。

ですので、何らかの規則、こういったものが質の向上に該当するといった、そういう基準が必要だと思います。

もうひとつは、4項の(1)と(2)に関しては、今回前回の意見を反映していただいておりますが、(4)の特定教育保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用について。便宜が良く分からないので、これはどういったものが便宜に該当するのかを説明していただきます。

○家庭支援係長

第3項上乗せ徴収の部分ですけれども、これは例えばですけど、現在保護者負担、保育料と入園料、施設整備資金。また、保育教諭を加配して保育の質を高めるといいますか、少ない人数に多くの保育士で対応する等の形態をとる、これは、保護者の同意も必要です。

れども、そういった場合についてとることができるとなっております。

○船越会長

質の向上の中に、保育教諭の加配が事例としてあがっていますか。

○家庭支援係長

国からのQ&Aではそうとなっております。

○船越会長

保育教諭の加配は、やはり日本の教諭や保育士の配置基準というのは世界的に、OECD各国で比べると、最低最悪な基準ですね。ですから質の向上をはかるには、改善ということが必要で、それは各園が努力を今もされているわけですけども、そういう意味で質の向上は保育教諭の加配というのは、非常に納得できる。それ以外の部分がこういったものが質の向上に結びつくという意味に理解できるのか。

○委員

キャリアアップ。

○船越会長

はっきりいって、格差に結び付くといえますか、子どもたちのうける保育の格差。

○家庭支援係長

確かに、保護者の同意というものが前提とはいつつ、園によってやり方が大きく差がひらいてくるということは考えられます。

○船越会長

入園のときに合意が必要なわけですよね、入園を決めるときに。そうすると、払えない方はお断りせざるをえないということですね。

○家庭支援係長

確かに言われている可能性はございます。一定の基準を定めておく必要があると思います。

○船越会長

非常に保育の質というのが曖昧ですね、質ということが。何よりも質の向上に大きな影響を与えているのは、配置基準とかそして労働者である保育者の労働条件とかですね、給料とかそういったことが改善されないと本当の意味の質の向上には至らないというように言われています。

だから保育教諭の加配というのは大いに納得できる保育の質の向上だと思えます。

○委員

各園によって質の向上をするかしないかで格差がでてくることになる。それを保護者側が把握したうえで子どもを入れる選択をしなければいけないということですか。

○委員

そうですね、情報開示をして、うちの保育所ではこうで、幼稚園ではこういうかたちで進めていきます、といったことをしっかり理解してもらって。

だから先ほどでた、別途徴収もうちの施設がこういうことしているだとか、その辺で保護者の方が、いやそんなの必要ないじゃないかと思えば、認定子ども園というのは直接契約ですから他のところもまわってもらい整理してもらえばよい。

それと一番なのが、保育料の保護者負担ですね。保護者負担は一応国が示す基準で設定するのがベースだが、施設で国が基準で示すより低い金額を提示した時は減算の対象になる。市が低くしてやると言えばいいのだけれど、例えば施設が子どもをとるために保護者負担を低く抑えるといったことはしてはならないことになっている。

○委員

でも上乗せ徴収の額については。

○委員

幼稚園はおそらく入園金も取られている。今まであったものを、今回の新しい制度でなくすわけにはいかないから、幼稚園はそのままとるでしょうね。だから社会福祉法人の保育所の場合は、入園決定も取ってないですからおそらく取らないで、だいたい今の保育所は現状では運営費の中で全部やりなさいということになっている。

○こども育成課長

費用負担、そこが保育園と幼稚園の今でいう違いなのかもしれません。やはり保育園というのは児童福祉の観点からでしょうか、どこの園もとらないで自分たちなりに色々工夫されている。そのところが児童福祉と学校教育との違いがあるのかなと感じるところですね。

○委員

後は、質を上げる為に研修の充実。今回国が子ども会議で出したのは、年間 2 日ですね。29 年度から組み入れてきたが年間 2 日では足りないですよ。だから、本当そこに命というか子どもを預かる以上、やはりもう少し回数を増やすとかできればいいですけど。それとキャリアアップなどですね。

○こども育成課長

保育士さんの研修会について、市も補助金という形で質の向上をしていただくような研修も補助をしております。そういう部分では言われますように、加配もそうですが、市も支援しているところである意味中身といったようなところも質の向上という部分なのかなと

思います。

○船越会長

こういったことを基準というか規則といった何かを書くというかできないですか。

○家庭支援係長

書くことは可能です。また、私立保育所につきましては、上乗せ徴収部分、これは市町村との協議によって承認を得なければならないとなっていますので、裏返せば市もきちんと基準を持っておかないとならないので、そこは規則・要綱等で今後定めていくように致します。

実費徴収につきましても、これも各施設、事業所の判断で実施することができるようになっていきますけど、実費ですので逆に限られていまして文房具、制服、遠足代、行事参加費、給食代、食材、通園バス代等、これですよと決まってくる形になります。

○船越会長

(4) の便宜っていうのは具体的にどういったものですか。バスですか。

○家庭支援係長

バス代等です。

○船越会長

こういった意見どうぞ宜しくご反映くださいますようお願いいたします。

先ほどの、日用品、文具や行事への参加に対する市としての助成に関してなんですが、特定地域型保育事業者、第 43 条の 4 項の (1) にも同じことが該当いたします。小規模保育事業及び家庭的保育事業における日用品、文具や行事への参加に関する費用、これも助成の対象としてありえることができます。

○家庭支援係長

特定地域型保育又は特定保育を受けた場合においても含む形にしております。

○船越会長

では次の、直方市保育の必要性の認定基準に関する条例案についてのご説明を宜しく願います。

○家庭支援係長

直方市保育の必要性の認定基準に関する条例の検討結果ということでご報告させていただきます。

この条例は子ども・子育て支援法第 20 条における保育の必要性の認定について定めるものがございます。保護者、教育保育給付を受ける資格区分の認定を申請し、当該子どもの保護者の居住地の市町村が保育の必要量の認定を行う、ということで前回委員の皆様にはご

確認いただいたところでございます。基本的には国の基準と同じですが、直方市においては1件だけ、保育の認定基準の就労の部分、その就労時間の設定について、経過措置を設けるということで前回確認をいたしました。

条例案においては、48時間以上労働すること常態とする形をとりますけれども、附則の第2条において、当分の間第3条第1項第1号中、48時間以上労働することを常態とするところ、労働することを常態することとし、この条例も施行後5年までをめぐりに必要に応じて見直しをするという形になりました。

理由と致しましては、みなさんにご議論いただきましたとおり、直方においては現在まで就労時間により保育の必要性の認定はおこなっておらず、窓口を広くして各家庭の事情にできるだけ対応するようにしてきたところでございます。

近隣自治体と違いまして、市内居住者においては特に待機児童がほとんどでいていなかったため、この対応が可能であったところでございます。その中で来年度から48時間という基準を設けますと、特別な事情をもつ家庭に対応ができなくなる、また、すでにお兄さんが入所していて次の子が入ると言ったような場合についての対処が難しくなり混乱が予想されます。よって経過措置を設けることといたしまして、その期間は国の法律によると最大10年とされていますけれども、子ども・子育て支援事業計画を5年で1期間として策定することから5年をめぐりに見直しをかけることと致しました。

また施設入所の取り扱いにつきましては、今後国の基準を基本としつつ、施行規則において定めていくというところで確認したいところでございます。以上です。

○船越会長

在籍している子どもたちの利益を考え、排除することがないように、といったことが前回確認されました。

○委員

この近隣で比べると、直方市の大要点は緩やかですね。だからいいのではないのでしょうか。隣の町で結構厳しいところもありますし、仕事の就労探すために2カ月とか、2カ月過ぎたら切りますよと形がはっきりしたところが周りにはありますけど。直方市の場合「仕事が見つからないからもう何カ月延ばして」と言えば、1年間働かないでも預けるようになりかねないけれども、今のところ先ほど言われるように、待機児童がいるわけじゃないですから、この形で処理できるのではないですか。それと標準時間が11時間になりますので。

○船越会長

最後の直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例案についてご説明お願い致します。

○家庭支援係長

直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の検討結果について説明させていただきます。

前回もっとも長く、この件について議論がございましたけれども、基本的には国の家庭的

保育事業等の設備及び運営の基準。設備については、設備その他については同様ですが、職員の資格維持については、以下の理由により独自で上乘せ基準を設けるということで確認したところでございます。

理由といたしましては、認可外保育所における乳幼児の死亡割合が、2013年度認可保育所の45倍にもものぼるということが一つ大きな理由であること、今後新規に参入してくる事業者がでてくるのかもしれませんが、やはり命にかかわる問題であることを、しっかり認識して参入してきてもらうということで今回基準を厳しくしたところでございます。

まず1番目、家庭的保育事業です。第24条に市町村長が行う研修、これにつきまして市町村長が指定する都道府県知事その他の以下の研修を含む以下に同じ、この研修を修了した保育士のみに限ると、この後または保育士と同等以上の知識より経験を有すると市長が認めるものという部分があるのですが、この部分については削除しましてあくまで研修を受けた保育士、直方市の場合はその研修を受けた保育士のみを家庭的保育者とするという形をとっていきたいということで条例を書いております。

研修について、前回も話しさせていただきましたけど研修を受けた保育士のほうが資格的にも高くなりますので、この分につきましては下げることとなりますので外すわけにはいかないということで載せております。

それともなって、24条の第3項です。保育士一人が保育できる乳幼児及び保育の数は3人以下とする、で、切る形になります。5人の場合については家庭的保育者を2人配置する形になります。よってただし以下、家庭的補助者をおいていいという部分については削除することになります。

つづきまして2番目の、小規模保育事業A型、これについてはほぼ保育所と同様の基準でいきますので条例案の前回の提案のとおり基本的にいくところでございます。

この中で3項、保育士の数の算定にあたっては、保健師または看護師を一人に限り保育士とみなすことができる、ということについては皆さまに検討していただいた結果、特に看護師等いたほうがいいので、このとおりとすることに確認したところでございます。

つづきまして小規模保育事業B型。32条に前が続きますが、保育士その他保育に従事する職員として市町村がおこなう研修を修了した者、以下において保育従事者とする、という部分もございましたけども、ここも事業に従事することができるのは保育士とすると、保育士、嘱託医、調理員をおかなければいけないという形になってきますので、この保育従事者という部分については削除するというところで確認したところでございます。

保育士の数につきましては、配分については同じですけれども、先ほどの保育従事者を削除するという形ですので、およそ半数以上は保育士とするという部分については削除する形になります。

これともなって実質的にA型とB型同じような形になってきますけれども、どちらかの型をなくすということはできませんので制度としては置いとくという形になります。

小規模保育事業C型です。市町村が行う研修を家庭的保育者だけでもいいですが、市町村がおこなう研修を修了した保育士、これに統一するというところで確認しました。これのみを家庭的保育者ということでございますので1項におきましても、家庭的保育補助者等こういった文言については削除することになりますし、家庭的保育者一人が保育できる数についても3人以下とする、ということで3人を超える場合については、この家庭的保育者、

研修を修了した保育士を増やしていく形になります。

居宅訪問型保育事業ですが、市町村長が行う研修を修了した保育士、家庭的保育士、保育者が従事できるということに確認したとございます。

事業所内保育事業について。19人以下の小規模型事業所内保育事業の職員配置について、小規模保育A型B型との整合性を考慮するなかで、ここも配置できるのはあくまで保育士のみという形になりまして、保育従事者に関する文言については削除という形になります。第2項も合わせましてそのうち半数以上を保育士とするという文言についても削除するという形になります。

附則についてですけど、現に存する保育所、幼稚園が施行、施行後に家庭的保育事業の認可をえた分については、施設整備には5年間の経過措置を設けるという部分と、附則第3号にて先ほどからありますけども、市町村が行う研修については、5年間の経過措置がありますので、その間に研修をうけて家庭的保育者になっていただく。それまでは研修を受けなくても家庭的保育者として取り扱うというような経過措置を記載しているところがございます。結果確認したのは以上です。

○船越会長

子どもの命を守る為に非常に高い専門性が必要な保育という仕事に、家庭的保育事業だから保育士じゃなくてもいいということは認められないということで、保育の質の担保という意味で、研修を受けた保育士にしか認められないという条例案は意識が高いので良いと思います。

○委員

小規模自体はかなりハードルが高くなって私は良いと思います。

給食というか搬入は。

○家庭支援係長

まだ決めていません。

○船越会長

私から提案を言おうと思っていましたが、これは第16条に食事を提供するときは家庭的保育事業所等内で調理する方法とうんぬんとあって、当該家庭的保育事業所等の調理設備または調理室を兼ねた社会福祉施設の調理室において調理する方法でおこなわないといけないというのと、17条にも内訳が書かれているのですが、同じように保育認定を受けている3歳未満児の子どもは保育所ではみんな自園調理によって食事をすることができます。しかしこのままの条例案でいくと、家庭的保育事業における3歳未満児は連携施設、事業所内保育事業をおこなう事業所、社会福祉施設、医療機関等でも搬入可能といったような条例案になっています。そうした時に結局、外部の委託というか搬入業者から給食を搬入してきて家庭的保育事業所内で温めて食べさせるといったことも可能にもなる恐れがあるわけです。同じやはり直方市の3歳未満児の子ども給食・食事というのは、やはり今回保育士、看護師あるいは保健士としか認めないとしたことは子どもの命を守る為にそういった資格

にこだわったわけですし、命にかかわる食事のことは自園給食を主として、連携施設これのみ認めるといったそういったような形で修正することはできないものかといったこと、それを私の意見として皆さんに提案したいと思います。いかがでしょうか、ご意見等お願い致します。

○委員

そうすることによって、家庭的保育事業をやろうという人にとっては、ハードルがものすごく高くなるということになるのでしょうか。

それをつけられるとやろうと思っていたけど無理だなと思われる方も。

○委員

ただ小規模は6人から19人、事業所内が20名以上であればまったく今の保育所と同じで、19名以下の事業所内、19名といたらかなりの人数になりますけどね。その中で自園調理というのはなかなか難しいのかな。ただ、今のお子さんはアレルギーとか多いですよ、その辺が心配です。何が入れたらダメとか、牛乳がダメ、チーズがダメ、その辺をしっかり預かる以上は。外部搬入でそこまで処理ができればそれでいいでしょうけど、外部搬入じゃ難しいのではないですか。

○船越会長

保育所では自園給食ですよ。その辺の公平さがですね。

○委員

小規模でそこまで給食の対応をするとなるときついででしょうね、そこまで給食の専門の人おけばいいですけど。栄養士とか置けるならそういう予算を。地域型給付の流れはどうか。予算がでるか。予算がでれば、栄養士とか調理師とか一人置けばいいでしょうけどそれは無理でしょう。

○家庭支援係長

地域型、家庭的保育は市町村の認可事業という形になっていきますので、市としても厳しくして、こどもの命にかかわる問題がおきないようにしなければなりません。規制をかけたおかないと市の責任にもなりますので。

○委員

認可した側の責任というのもあるのですね。

○家庭支援係長

私たちが現場をどれだけ見てもまわれるのかという問題が正直あります。

○船越会長

こういう子育ての場に利潤追求の目的のものが入ってくることは、事前に防ぐべきかと考

えています。

○こども育成課長

市としまして認可をするということは、その施設がどういう状況で運営しているかと立ち入り検査ではないですけど不定期に入っていき、そして状況を見る、どこまで見られるのかわかりませんが、出したら終わりじゃなくてそのところの調査といいますか、入っていくということを付け加える規則なりがあればそういうことも行きますよということを加えていかないといけない。

確かに思っている人が自園調理を理由にしないととなると難しいのかなと思うところもあります。どうでしょうか。

○船越会長

幼稚園は多くが外部搬入による給食が提供しているようですけれども、保育者から聞くと、子どもたちが食べないとか、同じような献立や味が毎日続いてというようなことを聞いていて、3歳未満児というのは味覚が作られたり、非常に食事が健康の心身等の健康に重要な時期なので、同じ保育を受けている子どもは自園給食で小規模のところは外部搬入でというその格差がとても気になります。だから認可をするときになにか基準をきちんと設けるなりがあれば違ってくるのかもしれない。

○こども育成課長

基準といっても、どうしたらいいのかと思うところもあります。

○委員

自園調理は難しいでしょうね。規模が小さいからですね。

そのところ、市として整理をするのであればそこまでしなければいけないと思いますけど、だからやはり、カロリー計算から全部しないといけないでしょうから。

○委員

難しいでしょうね。誰も参入できないように作ってしまうとまたいけないってことにもなります。安全を考えないといけないですけど、こういうふうになると誰も参入できないよ、というものを作ってしまったのであればただめなのかなと思う。

○船越会長

連携施設というのは保育所とかですよ。必ず連携施設が必要なのですよ。

○家庭支援係長

保育園なり幼稚園なりを見つけてこないといけないことになっています。

○船越会長

それで初めて認可が降りるという形ですね。

連携施設からの搬入といったことまでは認めるべきだと私は思います。

○委員

どっちみち、食事は出さないといけない。長く預かりますから。

○家庭支援係長

まず連携施設からの搬入、もうひとつは給食施設を持った介護施設の事業所内保育など、しっかりした調理室を確保できるところからの搬入のみ認める形でしたらすぐにできるのではないかと思います。

○委員

最低限調理場を設定してもらわないといけない。

○家庭支援係長

それはしっかり確保するということです。

○船越会長

自園給食が望ましいが、しかし連携施設事業所内のみというくくりで。

○家庭支援係長

今の考え方で整理させていただきまして、文面を整理し、皆さんに連絡させてもらうという形でよいでしょうか。

○船越会長

はい。宜しくお願いします。その他いかがでしょうか。

3つの条例案全てに関して質問確認等ございませんでしょうか。

○委員

全体を通して低所得者に対する減免措置、このへんはしっかりしていただきたいですね。

○こども育成課長

そのことにつきまして答申の中に織り込んでいく形によろしいでしょうか。

○船越会長

はい。直方市の条例が低所得者への減免措置や命を大切にしていることを、そういったことを理念にというかたちですね。宜しくお願い致します。

では6時から始まっておりました教育保育施設部会3回目閉じさせていただきますが宜しいでしょうか。ありがとうございます。

19：10より 子ども・子育て会議

○こども育成課長

引き続き会議にご参加くださいますようお願いいたします。

これまで、子ども・子育て会議を3回行い、その間に学童保育部会を3回、教育保育施設部会3回とおこなってきました。

本日は、放課後児童健全育成事業の設備運営の基準に関する条例案、それと、教育保育施設部会の条例案が3問ございます。それを子ども・子育て会議でご承認頂きましたら、9月議会に提案と考えております。保育の基準額等につきましては3月議会の提案を考えております。子ども・子育て会議自体はさらに続きますので皆さまには今後も宜しくお願ひしたいと思っております。本日は、教育部長の川原も出席しておりますので宜しくお願ひ致します。それでは会長宜しくお願ひします。

○船越会長

ではただ今から第3回子ども・子育て会議を開催したいと思います。

今日は4本の9月議会にかけるとる条例案について、質疑応答の後、承認へといきたいと思ひます。

まず1番目に直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例案について検討していきたいと思ひます。順番に事務局のほうから説明のほう宜しくお願ひいたします。

○家庭支援係長

それでは直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の検討結果について報告させていただきます。

条例の全体的な部分につきましては、国が示しております児童福祉法等にそって作っております。その上で、3回の学童部会をするなかで直方市独自の考え方、文言が加わっているところもございませうので、それについて説明させていただきます。

第1条、趣旨のところ、保育とは、また健全な発達とはということについて理念を記載してはどうかということがございませう。船越会長のアドバイスをいただきまして理念といってもしっかりと作る必要があるので、これにつきましては今年度中に作成します事業計画において、直方市の子ども・子育て支援事業全体において記載していくということで確認いたしております。

同じく第1条、本条例の改定にあたってはしっかりと市民の意見を聞き、また審議会である子ども・子育て会議の答申を十分に反映することを規定するべきではないかということがございませう。

22条のところ、審議会等でこの条例の会見にあたっては審議の意見、子ども・子育て会議の方針を十分に反映させるものとする、ということで文言を加えているところございませう。

第5条につきましては、事業者の位置づけについてかなりの議論があったところございませう。

ます。

今後、法律の改正によりまして、放課後健全育成事業を行おうとする市町村以外の事業者につきましては、届け出をしっかりといただくこととなります。

放課後児童クラブの優先利用基準、これについては、今後規則で決めていくことになりました。

直方市には、暴力団等追放推進条例というものがございますけれども、あえて条文に入れる必要はないのではないかとということで、記載を見合わせているところでございます。

3番目、事業者は市に届出義務があるということを記載するか検討いたしました。

これについて、法に規定はございますけれども実際、市・国・県その公費がはいる事業を実施するには届出義務があるということをしっかり周知するということが必要であるということで、これを条文の中の第5条第7項に「市長に届けなければいけない」ということで記載しているところでございます。

同じく4番目、市による立ち入り検査、監査、指導権限について規定するかを検討いたしました。これも法に規定はあるのですが、事業運営には市にしっかり責任があるということを示していくというためにこれを記載するというので第5条第8項に「市長は放課後児童健全育成事業を行うものに対して必要と認める事項の報告、また立ち入り、帳簿等の検査をすることができる」ということで記載しているところでございます。

検討の5番目、放課後健全育成事業者としての要件を検討するというところでございます。

この分については、教育部会でもありましたけれども基本的には営利を追求することを目的とするようなことはいけない、というようにと話がありました。まったく民間業者を否定するということは厳しいということで、ここは第5条第6項に部会の会長であります楠先生に頼みまして文言を作っていただいております。

その内容としましては、「放課後健全育成事業者は学童期の子どもの豊かな発達を保障する放課後の生活の創造に努めると同時に、保護者がわが子への十全な養育責任を果たしていく為の支援に取り組まなければならない」という文言をここに責任として追加しているところでございます。

第9条、施設の整備の基準について、この専用空間の面積等については、国基準を1児童あたり1.65㎡ということですが、そうしますと直方は逆に学童待機が出るところが4箇所5箇所できてきますので、これについては最後のページにございます条例の附則3条の通り経過措置を設けることと致します。条例附則案3条の通り5年間の経過措置を一応5年後に見直すということでございます。事業計画をたてる中で、どういう形でしっかり施設を今後確保していくのかという部分を検討していきます。

第10条、職員につきまして、これも教育部会と同様に学童部会についても活発に議論が行われたところでございます。保育の質とか子どもの命・安全という部分を念頭において、直方市として規定しているところでございます。

まず10条について、常勤職員の配置を当初は国が制度にもりこむという話しでしたが、見送られたため、この分について市単独で常勤職員の配置を行うという文言を入れるのか、また経過措置もしくは努力義務とするのか検討致しました。この分につきましては保育の質の向上の為に有資格者の常勤職員を1名配置することを条例に規定し、経過措置等とはならないということになりました。

実際の有資格者の配置基準について、これにつきまして有資格者が1名ですと休み明け外の対応などで有資格者がそこに誰もいなくなるというような状況を想定して検討したところでございますし、当然開所時間中有資格者が誰もいないという状態は良くないということで1支援単位あたり有資格者を2名配置し、常に有資格者がいる状態にする。資格については条例案附則第2条による5年間の経過措置を適用ということでございます。この経過措置についてですけど、条例の第10条の職員のところの後ろのほうに、なかなか直方保育士の資格を持った指導員は少ないですが、国の規制の中に最終的に現在学童保育の指導員を2年間以上の放課後健全育成事業に類似する事業に従事したものが研修を受けることによって有資格者になれるという部分がありますので、資格を5年間の間に取っていただくということで、先程の2名の配置という部分を含めて達成していこうというものでございます。

支援の単位について。これも政省令の概ね40名というところに沿っております。ただ40名としますと、実際待機ができることがございますので、先程の施設要件を1.65㎡と同じく条例案附則で5年間の経過措置を設けるという形にしております。

それと利用者が20名未満の事業所の職員配置についてということでございます。これは先程の有資格者の考え方を持ってきますと、20名未満のところに1人指導員がいればもうひとりの方は近くの施設などから来てすればいいですよというような文言ですが、直方市は有資格者を2名置きなさいという部分が先程の規定にございますので、この文言自体には該当しなくなりますので条文自体を削除したところでございます。考え方としては20名以下であろうが1支援単位あたり有資格者2名以上を配置しそのうち1名は常勤職員にする、ということでございます。

14条について。運営規定、市も規則である程度固めますし、また今後事業者として登録される方につきましては、この運営の規定部分を作っていただかないといけません。この詳しい内容につきましては規則の方で今後しっかり検討していきたいと思っております。

またこの中に保護者負担金の話がございます。これにつきまして先程の教育保育部会でも指摘がございました通り、学童保育の保育料が払えないが為に利用出来ない、辞めていくお子さんがいる一方で、学校側からすれば放課後の時間は大事ということを含めまして、軽減措置をやっていくべきだとの考え方が示されているところでございます。今後、規則を策定していく中で検討していきたいということで、条例にそこまでは載せないということで確認しております。

第16条、秘密保持に関して。現在色々な形で個人情報の流出等問題になっておりますが、あえて罰則規定まで条例には規定しなくても契約書の約款に盛り込みますので、この分につきましては条例に規定しないということになっております。

苦情の対応について今後事業者また市町村も具体的な窓口を作らなくてはなりません。この分については規則に今後規定していきたいと考えております。

第18条、開所時間及び日数について、これも最低限のところは国基準をクリアするような形です。今回議論になりましたのは閉所時間、この統一というところです。

時間的には実際18時30分それと18時がいい、それぞれの理由により話しがありましたが、現在、直方市12クラブありますけど10クラブ程度が18時30分ということで、これを早めるのは厳しいということで18時30分に統一していこうということになります。

した。具体的には規則に定めていくこととなります。

第20条、関係機関との連携について。この中に警察や児童相談所のことを明記したらどうか、ということでしたけど、ここに児童福祉施設という部分について養護施設も入るといっているので、条例には規定しないということになりました。

また、第14条第1項第10の意味が分かりにくい、ようは施設側が求められているのか誰が求められているかわからないということで、虐待防止のための体制整備に関する項目ということでこれをしっかり整えなさいということを規定したところでございます。

第10条、子育て支援員という、今作られているこの文言が使えるかどうかということで、使えるなら補助員と併記したらどうか、ということ意見いただいております。厚生労働省に確認したところ、制度自体つくるわけではなくて、今後定める研修を受けた者が子育て支援員という資格名といいますか、名乗ってよいですよという形になるということで、学童については補助員と明記しておけばその方が研修を受ければ子育て支援員としてそこで活躍できるということ、それとまだ研修自体が確立されてないということも含めまして今回については補助員のみ記載といたしたところでございます。

以上が放課後児童健全育成事業及び運営基準に関する条例の検討と今回検討した結果と条例の案として確認いただく内容でございます。

○船越会長

今の説明に対して質問等ございましたら宜しくお願いいたします。

3回の部会の中で相当の検討を重ね、直方の子も達の為に少しでも質が向上するために練られた案というのが分かりますがいかがでしょうか。

他に確認等ございませんでしょうか。

○委員

質問なのですが、2つの案で5年の経過措置をとるところがありました。

5年の間にこの問題を解消できる可能性はあるのでしょうか。

○こども育成課長

まず定員数の問題として現在40名という規定を満たしていないところが4～5か所程度あるのですが、市が事業計画を立てていく中で予算の関係とともに年次計画で進めていき、5年で解決するよう考えております。

○船越会長

他に何かありませんでしょうか。

○委員

放課後の10条の「…放課後児童支援員を置かなければならない」における子育て支援員の創設というのは考えていないですか。

○家庭支援係長

子育て支援として国が検討しているある研修を受ければ子育て支援員の資格を取得できるというような話でした。先程の教育部会でもありましたが、今後は子育て支援員となって小規模保育、家庭的保育、事業所内保育や一時預かり事業、また、乳児院等の児童養護施設の補助的職員として、また、学童クラブ、子育て支援センター、障がい児支援といった部分においてもこの資格を用いて働けるということをございました。しかし、基本的には先程の教育部会や学童部会における考え方として、保育士、保育教諭資格者をしっかり置くということが条例の方針ですので、市としては特にこれを推奨していくということはおいておきません。

学童につきましても基本的には有資格者を2名置いた上での補助として、特に夏休みに補助をする人が必要という点につきましては、事業者の方が子育て支援員の資格を持った方が良いと判断したのならば、有資格者を配置することが可能かと思いますが、市としてこれを特に推奨していくということには現時点では考えていないということをご理解頂きたいと思います。

○船越会長

他に確認等ありませんか。

それでは2番目としまして直方市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例案についてご説明宜しくをお願いします。

○家庭支援係長

特定保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の検討結果ということで報告させていただきます。

考え方としましては、学童と同じでして、基本的なベースはそれぞれ国が出している基準をもとにしております。その上を議論していく中で市独自の文言等が入ってきていますので、その分を説明させていただきます。

保育所や幼稚園は、ご存じの通り、県のしっかりした基準の中で、また認可のもとで監査を毎年受けながら運営し、この運営の部分は常にしっかりできていますので、その内容を条例化した形になります。逆に学童は今後運営をどうするかしっかり考えていかなくてはならないところをございます。

利用申込を拒むことについての正当な理由とはどんなものかということをお考えしました。これについては第6条に正当な理由がなければ拒むべきでないというのがありますけれども、定員に空きがない場合もしくは選考をおこなわなくてはならないような状態の場合についてであります。次に、これは学童の場合になりますけど、特別な支援が必要な子どもの状況と施設の受け入れ態勢との関係です。例えば、障がいの子を受け入れるだけの能力態勢が整っているのかということです。そして3つめが保育料の滞納や業者とのトラブル等が起きている場合については、拒む正当な理由に該当するということをございます。

今日も議論があったのですが、特別な支援を要する子どもや保育料を払えない家庭の子ども、その他保護者に問題がある子どもが幼稚園、保育園等の施設で利用出来なくなってくるのではないかと、また施設側の方としても少なからず競争が始まるため施設としてもこの

子が入所したら困るといった差別的な入所者選考をせざるをえない状況に追い込まれるのではないかというようなことが議論されていきました。

1 番目については空きがない、選考しなくてはならない場合は市が斡旋等おこなっていきます。制度として解決していくという部分については今後規則の中でどのように優先利用していくのか定めていくということ为先程の会議で確認していただいたところです。

(2) については障がい者等の特別な支援が必要な子どもへの対応は非常に重要であるという認識でまともなところでございます。例えば保育士の加配に対する補助金制度を今後創設していく必要がありますし、また障がい者政策の所管部署とともに議論し、制度化していく必要があると考えています。

この障がい者への対応につきまして、国としての補助金等がありません。市がこれをどれだけ取り組んでいけるかという部分が非常に重要になってくるところでございます。

3 番目について、学童でも全く同じ話でしたが、保育料について今年度3月議会の条例で制定していくこととなります。直方は保育料の減免については近隣自治体に比べてやや低い状態でございます。今後は低所得者に対する減免措置等に重点をおいて保育料のありかたを検討していく必要があるということでもまともしております。この分については3月にむけて再度議論をお願いします。

実費徴収についてということで日用品、文具等について、この部分が払えなくて行事などに参加できないという子どもが出ることは非常に良くないことであります。そのような家庭の実費を補助する制度が盛り込めないかということで前回の会議で意見がございました。これは子ども子育て支援法第59条第3項にそういったことが可能ということでございまして、事業の中に実費徴収にかかる補足給付を行う事業というのがあります。これをつかって今後事業計画の中に盛り込んでいきたいと思っておりますけれども、事業計画に盛り込むこと保証するという意味でも条例案第24条の第2項に制度の内容を記載して、これを市の努力規定という形にしています。先程議論にあった私立保育所に関しては保護者と市町村とが同意があつてこの部分ができるのですが、幼稚園または認定子ども園については今後、検討してまいります。障がい児保育については、今後、市としてどういうふうにしていくかを検討し、規定していくと先程確認したところでございます。

特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の検討結果については以上でございます。

○船越会長

はい、ありがとうございます。情報がたくさんありますが、いかかでしょうか。

今の説明のなかで確認等、質問等ございましたら宜しくをお願いします。

○委員

正当な理由のところでは保育料の滞納とございますが、どれくらい滞納するといけないという基準があるのですか。生活状況だとかそういうところを含めて市と園が連携して把握していきながら預けている保護者の方とご相談しながらやっていくのか、何か月分滞納すると受け入れは駄目だとか、基準があるのでしょうか。3月議会で保育料を定めていく際にこの点の論議がなされていくのか、どうでしょうか。

○船越会長

低所得者に対する減免措置とともに滞納の措置がとれないような家庭も滞納する恐れがあると思いますが、滞納状況について説明をお願いします。

○こども育成課長

保育料は、前年度の所得に応じて決まります。そのため、所得の変動が少なければ、応じて保育料の変動も少ないため、納めていただくことは可能かと思われます。

失業や解雇になった場合は、分割して、少しずつ納めていただくこともできるようになっています。

ただ、額については50万たまったらといったことは決めておらず、払えないのか払わないのかといった状況を見極めないといけないとも思っております。今、児童手当の部分でいくらか相談して了解を得られたら、徴収するというも行っております。

判断する金額については決めにくいというのが現状です。

○委員

家庭の状況を聞いて相談しながらやっていくということで宜しいでしょうか。

○こども育成課長

基本的にはそうです。一方的に市もいくら滞納があるからといって全部を徴収することはしません。基本的には双方で話をして、これくらいなら生活を圧迫しないというような範囲でおさめています。やはり悪質な方は少しキツメに言うこともあります。

○委員

今の保育所はそれがシステムですが、認定こども園の時にも同様のことができるのですか。

○こども育成課長

今、保育所の事を話しましたが、新制度あくまでも個人契約であるというのが、認定こども園等です。個人の契約になってくるので言えるのか言えないのかはよくわかりませんが、少なくとも保護者が好んでここと契約したいと思われるわけですからある程度は話しもできるのかなと思います。

○委員

心配しているのは、例えば保育所の場合は業者への委託ということで、あくまで行政の責任の元ということで子供を退園させるわけにはいかないということがあるが、今回の認定こども園等もそこまで行政が介入できるのかということ。極端に言えば施設側が、支払わないのならば裁判をおこす、そういうところに発展しかねないのではないのかなと思います。市がそこまで介入してくれれば一番いいのですけれど。今後のこの認定こども園の連携型というのは皆さんもそこが心配あるのではないかなと思います。

○船越会長

施設型給付に入った幼稚園ですよ。

○委員

最初のうちは市が関与というか斡旋すると思います。ある程度の形ができれば市は認定時間をあなたは標準時間ですよ、短時間ですよと決め、あとは直接各施設へ行って契約をするようになると思います。個人と施設との契約だから最終的に市が関与そこまでできないのではないかと思います。

だから今でも滞納の方もどちらかといえば保育料の高い人は払い、安いの方が払わないですね。結局何か月もかけて滞納してしまい、塵もつもればとなって払えなくなる。高い人は早く払わないと大変だからと結構払ってくれる。

○家庭支援係長

結局払えなかったら園をでないといけないというのが一つ言われているのですが、これをどうこうするのは示されておりません。しかし、徴収を市町村が認定こども園含めて代理で徴収する仕組みというのがあります。ただ、あくまで代理で徴収するだけなので、たれば園を出ていくと考えないといけないという民事上の取り扱いになってきます。施設と保護者との関係ですので、裁判所を通した手続きになってくると思います。

○委員

幼稚園に行っている方は認識してやっているからおそらく保育料と結びつかないと思います。今回、2号認定の子ども達も入れたとき所得の関係もありますので、大変なことになってきます。結局、保育料払わないから明日から来たらダメよとか来月から来たらダメよといったことを施設が言えるのか言えないのかということがでてきますね。

○こども育成課長

直接契約というところで保護者の方と園とがそれなりの契約の中で定めてあるのではないだろうかと思います。定めているとそこが1カ月なのか2カ月なのか書いてあれば両者同意のもとで契約となりますので、そういう形で市の方は関与できないと思います。時間の判定については行いますけれども、契約に関することについては今の幼稚園と一緒に施設と契約してくださいということになるのでそこまでは関与出来ないのではと思います。

○船越会長

それが直接契約の怖いところで反対運動もあったということです。できる範囲で低所得者の子どもさんを支援したいということで今回は実費徴収の日用品文具や園の行事などに参加出来ない子をなくす為の支援についてということを盛り込んでいる。

認定こども園というのは直接契約で入園する子の場合の保育料の滞納はどの限度で退園してくださいというのかは各園に任されるといったことで、市は介入が出来ないということですかね。非常に良心的な園だったら待ってあげるとなると思いますけどそうじゃなかったらどうですかね。

○委員

今現在、幼稚園が直接契約なので幼稚園に行っている人がほとんど100%払うと思います。幼稚園ということを理解して行くからです。心配であるし、国も何も示さないの難しい。

○船越会長

今の指摘に関してはこのくらいしかみえないですね。

○委員

もし認定こども園で払えないとなった場合の相談窓口はやはり認定こども園との話し合いしかないのですか。

○委員

苦情箱とかありますので、やはり施設と直接ですね。最終的には市も関与してくれると思いますけどね。

○船越会長

市は斡旋調整及び要請に対する協力を求めるといったことが第7条に書かれていますがそういう場合の窓口は載せられていないですけど、安定するまではどうなりますかね。その他に意見はありますか。

○委員

2番目の特別な支援が必要な子どもの状況というところで2点質問があります。1つ目は少なからず競争が始まる中と書いてありますが、競争とは何なのかということと、担当部署参加のもと事業計画策定において制度化していきたいと書いてありますが当面どのような取り組みがあるのかなと思います。

○船越会長

少なからず競争が始まる中というのは直接入所型に認定こども園がなるので、私立幼稚園がそうであるように園児を獲得するようになるだろうという意味になります。

そのような中で保育料を滞納する、特別な対応が必要ということで、いわゆる手がかかる子どもは選考が下げられていく、優先順位が少し後ろの方になることも危惧されるのではないだろうか、という議論の中の文言です。

○家庭支援係長

2つ目の部分について、現状では全くといっていいほど決まっておられません。こういう部分について新制度に期待をしていたのですが。障がい児保育など、直方市の場合担当部署が別になっていることもありますので、今後、所管部署と一緒に事業計画策定をしていく中でいろんな方法を検討していこうという状態です。

○委員

条例の中に一般原則第3条、全ての子どもが健やかに成長するためにと書いてあります。よく言われている発達障がいの子どもは確かに教室の中にも居て、学校も大変な状況です。そういう子どもたちと一緒にと言われますが、差別的な入所選考をせざるをえない状況に追い込まれるのではないかと思います。自分の子どもがそうだったらどうしよう等の心配が生じてくる。そういうことがないように保育士の加配をたくさんとってもらい、親が安心して預けられるように条件を整えるということを今後直方市も頑張ってもらいたいと思います。

○船越会長

それに関しては第13条の3項のところに教育保育の質の向上をはかる上で特に必要であると認められる対価については支給認定保護者からうけることができるといった文言があります。質の向上という表現があいまいであるということで、どういったことが質の向上と理解されるのかというやりとりがあったのですが、その中で加配が保育者の研修の権利を保障することを含むということを調べてくださっております。今後規則等に入れながら、質の向上ということがあいまいなので、施設によっていろんな解釈をして費用徴収するおそれもあるので、議論されています。あくまでも、全ての子どもたちに公平な質の高い保育をするということが理念でなければならないですけども、おっしゃるように加配等施設も支援しないといけないという共通理解が必要であると思います。

○委員

初歩的な質問宜しいでしょうか。初めてこの条例を拝見しての質問なのですが、特定教育保育施設、特定地域型保育事業という言葉の説明をしていただけますか。

○家庭支援係長

特定教育保育施設とは幼稚園、保育園、認定こども園などでありまして、特定地域型保育とは施設型給付に入る幼稚園です。

○こども育成課長

市町村が施設型給付の支給にかかる施設として確認する教育、保育施設のことをいいます。幼稚園の中でも施設型給付を受けずに今までと同じ私学助成の今のままの私立幼稚園は含まれないということになっています。市が認定していて施設型給付になった部分の施設ということです。

○船越会長

その他質問はありませんか。

実費徴収への助成のことで先程の部会でも確認しましたが、特定地域型保育事業にも該当します。特定地域型保育事業を受けている子ども達の日用品文具、行事への参加への助成も対象になるということでした。第43条第4項(1)、(2)になります。

○こども育成課長

訂正ですが、学童の条例案の運営規定のなかで(10)なのですが、文言が虐待防止の関係となっており、分かりにくいということで変更したのですが、特定教育保育施設の方の46条の(10)は今虐待防止のための措置に関する事項となっており、学童部会は虐待防止のための態勢整備に関する項目に訂正しておりますので、同じように変えたいと思います。

○船越会長

その他にご質問ございませんか。

3番目、直方市保育の必要性の認定基準に関する条例案について説明をお願いします。

○家庭支援係長

直方市保育の必要性の認定基準に関する条例案の検討結果の報告ということで、この条例につきまして子ども子育て支援法第20条における保育の必要性の認定について定めるものでございます。

今後保護者は特定教育保育施設を受ける資格に区分の認定を申請し、当該子どもの保護者の基準地の市町村がその保育の必要量区分の認定を行うこととなります。標準時間とか8時間とかそういう部分の認定を行うこととなります。条例の内容については、基本的には国が示した基準を持ってきておりますけども、一つだけ直方市におきましては条例3条第1号就労時間の設定について経過措置を適用したいということでまとめております。

これにつきましては、条例3条第1項の方に一月において48時間以上労働することを常体とすることを規定しておりますけど、合わせて付則第2条において保育の認定基準の特例ということで当分の間第3条第1項第1号中48時間以上労働することを常体とするとはあるのは労働することを常体とするとし、この条例の施行後5年までを目処に必要な応じて見直しするものとするという規定にしております。理由としましては現在まで直方市の方では就労時間による保育の必要性の認定は行っておりません。できるだけ窓口を広める意味で就職活動されている方等含めて、家庭の特別な事情に出来るだけ対応するようになりたいということでそういう形になってきております。

これは法律で最長10年とされております。ただ事業計画が5年後1区間として策定していきますので、5年を目処に今後そこはどうあるべきかの見直しをかけていくような形で検討結果となっております。

また優先入所の取り扱いについては今後国の基準を基本としつつ施行規則の中に定めていきたいと思っております。以上です。

○船越会長

ご意見やご質問等ありませんでしょうか。

親の就職活動等と子どもたちの利益を守ることがいわれています。

○委員

特別な事情を持つ家庭への対応が出来なくなるということで、今は就活の保護者や兄弟関係が円滑にできるようにとあります。学童保育の中でも国のレベルでよく議論がされてい

たのは就活も兄弟関係もそうなのですが、家庭的保育が出来ない環境ということでうつ状態のような保護者が放課後に子ども達の養育が出来ない状態の場合も学童保育に入所することができ、また、介護しなければいけない家庭的状態の場合のような、例えば放課後にわが子が帰ってきても一緒に生活することが出来ないという場合も学童では対象とするという文言をよく言われていたのですが、この場合も当然必要な事由というものの中に含まれているのですか。

○こども育成課長

直方市は地域絡みで色々あるかもしれませんが、育児放棄や1食でも保育園できちんとしたものを食べたほうがいいのかというようなご家庭もあります。そういう部分を踏まえ、直方市要保護児童対策地域協議会の中でも要保護という部分の子どもさんの場合には、学童も同じような状況で就労されてなくても預けている方が安全だということで預かっています。家には居るのだけど、疾病等いろんな状況によって、先程申しあげました保育園に預けているほうが安全だという場合も保育所に預かっていただくという形になっています。

○船越会長

保育の認定基準にきちんと入っていますか。

○こども育成課長

はい。

○船越会長

その他確認等ございませんか。

最後に直方市家庭的保育事業の設備及び運営の基準に関する条例案についてご説明をお願いします。

○家庭支援係長

直方市家庭的保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の検討結果を報告させていただきます。

まず家庭的保育事業と小規模保育事業A型からC型と訪問型保育事業と事業所内保育事業があります。事業所内保育事業については20人以上と未満で分けて定められております。その整備及び運営の基準について定めておりますけれども、この事業につきましては市の認可事業ということになっておりまして責任が重大なところでございます。

基本的には国の家庭的保育事業等の整備及び運営基準と同様な形をとっております。

まず、職員の資格基準が一つ大きな議論になりました。

職員の資格基準の上乗せ基準を設ける理由についてですけれども、大きな理由としまして、認可外保育所における乳幼児の死亡割合が、2013年度は認可保育所に比べて45倍に高いというところでございます。そういった命に関わる問題であるということを事業者のほうでしっかり認識して事業に参入するべきだということで家庭的保育事業、事業所内保育を含めてそれぞれ資格基準を独自で上乗せしているところでございます。

家庭的保育事業、第24条でございますけども、これにつきましては市町村長が行う研修を終了した保育士のみを資格者とするようにいたしております。

または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者、という部分があります。直方市としてはこの場合を家庭的保育士として認めております。なぜ保育士にしないのかということですが実際に研修を受けた保育士のほうが資格的に上になるということの内閣府の方で確認しましたので、この分については研修を受けていただくかなくてはならないということになっております。

それに合わせまして、当該保育士1人が保育出来る乳児及び幼児の数は3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者、これも市町村長が行う研修を受けて家庭的保育者を補助する者をいうのですが、この家庭的保育補助者とともみる場合は5人までいいですよという部分がありますけど、先程から研修を受けた保育士のみということでございますので、これについては削除しまして、もし4・5人家庭的保育事業する場合にはもう一人研修を受けた保育士を確保していただくこととなります。

小規模保育事業A型では今20人くらいで形態的には保育所とほぼ同等の形態になってくるのですが、保育士を配置しなくてはならないということでございますので、資格要件は手を加えておりません。記載している内容は何人に対して何人の保育士を保育所におかないといけないということで国の基準の通りでございます。

ここで議論されておりますのは第3項の保育士の数の算定にあたって、勤務する保健師または看護師を一人に限り保育士とみなすことができるという部分でございます。

これについて検討した結果、特に看護師などは子どもが病気になった時にいたほうがいいのかということでこの文言はこのとおりに使うことになりました。

小規模保育事業B型についてです。ここも条件は厳しく保育士を配置しなければならないという形にしております。その他に保育に従事する職員として市町村長が行う研修を終了した者を保育従事者という、という文言がありますけど、これについては削除という形で確認したところでございます。

また、それにともなって第2項保育士の数はということですが、配置は先程のA型と変わらないのですが、そのうち半数以上は保育士とするとあります。つまり、半数は研修を受けた保育従事者でいいということですが、その分については削除ということで確認したところです。

それに伴いましてA型とB型ではほぼ差がなくなってくるのですが、基本的には制度としてどちらか落とすということが出来ません。必ず条例化しなくてはならないとなっておりますのでご覧の形でございます。

小規模保育事業C型については、市町村長が行う研修を修了した保育士それを家庭的保育者とするということで、保育士1人につき保育できる乳児及び幼児の数は3人以下となります。そのあとに家庭的保育補助者と共に保育する場合は5人以下とするという部分がありますけど、その分について直方市は認めないということでここは削除して必ず保育士を置きなさいという文言になっております。

考え方といたしましては、居宅訪問事業についても市町村長が行う研修を修了した保育士のみを家庭的保育者として居宅訪問型事業をおこなっていいという形にしています。

それと事業所内保育事業についてですけども定員が19人以下として提示します小規模保

育事業所内保育事業について小規模保育A、B型との整合性を考慮して規定しております。また第48条になるのですが、ここも保育士を配置するというにしておりますして保育従事者については認めないということで削除しております。

第48条第2項も同様の理由で半数以上保育士とする部分がありますけど、ここも認めないということで削除しております。

付則2号によって現に存在する保育園、幼稚園が交互に家庭的保育事業等の認可を得た場合についてはその調理施設については5年間経過措置を設ける部分と先程の市町村長が行う研修についてですけども、これについては5年間経過措置を設け5年の間に研修を受けていただいて家庭的保育者という形ですけど、それまでは研修を受けなくても家庭的保育者としてみなすというような経過措置を講じたところです。

先程の教育保育施設部会で一つ調理施設の部分が議論されました。条例案17条のところになるのですが、地域型保育において他に持ち込んで保育を行う形は宜しくないということで、第17条に規定しております連携施設ですが、3才未満までの地域型保育から保育所や幼稚園その施設を確保しなくてはならないというのが地域型保育事業者にかせられております。幼稚園、保育園から出来たものの搬入、もしくは事業所内保育所、例えば介護施設がきちんとした調理場をもっていてそこから事業所保育に搬入する形だけ直方市は認めると先程確認したところです。

文言的に言えば第2号の管理関連する法人が運営しているところでは、社会福祉施設等から新たに持ち込んで良いではなく、連携施設もしくは事業所内保育にある調理施設からの搬入のみ認めるという形でこの条例を改正して確認いたしましたところです。以上です。

○船越会長

今の説明に対してご質問やご意見ありましたら宜しくお願いします。

○委員

事業所内保育や小規模保育事業A・B・C型の希望者がでているのですか。

○家庭支援係長

事業所内が2箇所検討しています。

○船越会長

3才未満児の子たちが家庭的保育事業の対象者になるのですが、保育所の3才未満児は食事の提供は施設内で調理する方法を自園調理によらなければならないとなっております。同じ直方市の3才未満児が保育所にいっている子は自園調理で、家庭的保育事業は業者が搬入した食事で実質その辺の格差を是正する必要があると思います。3才未満児の食というのは直方市が今大切にしようとしている命に繋がる問題でして、食育や味覚の形成期でもありますので、心身の健康上で食は大切になります。そういったことで基準をあげようという提案をしています。

しかしながらこういったことでハードルを設けると手をあげた業者が認可をもらえないといったことも、リスクはあります。しかし先程の学童のところにも出てきましたように営

利的な目的を子育ての場に事業者を入れる場合にはハードルを設けてその基準を満たすための努力をして頂きたいという意味もあります。少しリスクはありますが子どもの利益が最優先かと思い、ここに提案をしております。

○委員

国基準をかなり引き上げた状態にしてくださっているので、子どもの利益が最優先と考えてくださっているのだと思いました。

○船越会長

先程の部会では、事業者が手を挙げにくくなり、保育の機会が減るのではと危惧される保育園もありました。非常にその判断が難しいところではあります。

○委員

しかしそれでも手を挙げる事業者が子どもの最善の利益を考える施設になってくるのだと思います。

○船越会長

全体を通してご質問等ありますか。

○委員

来年度からスタートです、認定子ども園、直方市の場合は幼稚園にしても保育所にしても少し様子みてという形で実際は29年度からしか財源が出ないのですよ。

27年度、28年度は細かいところが整備されておらず、様子を見ながらというところが多いと思われます。直方市としては条例の整備が優先でしょう。マスコミはいい制度だと言っていますが、本当にどうなのか。財源をしっかりと入れてくれればいいが、なかなか手をあげにくいと思います。

○船越会長

他になければ、これで終わります。

○こども育成課長

活発なご意見をいただきありがとうございます。また、様々な提案をいただき感謝申し上げます。

閉会